

霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和4年2月21日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第154号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市公共施設管理計画の取組方針に基づき、福山公民館、福山分遣所及び牧之原老人憩の家の機能を集約し複合化することに伴い、牧之原老人憩の家を取り壊すため、本条例を廃止しようとするものである。